政令

社会保障審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十号

社会保障審議会令の一部を改正する政令

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表に次のように加える。

年金記録訂正分科会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の三第二項及び第十四条の四第三項並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第十条に次の一号を加える。

六　年金記録訂正分科会　厚生労働省年金局事業企画課

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日から平成二十七年二月二十八日までの間は、改正後の第五条第一項の表年金記録訂正分科会の項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の三第二項及び第十四条の四第三項並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）」とあるのは、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第三条第一項及び第三項」とする。

3　平成二十七年三月一日から同月三十一日までの間は、改正後の第五条第一項の表年金記録訂正分科会の項中「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）」とあるのは、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第三条第三項」とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十一号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「八王子市」を「八王子市　越谷市」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

2　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、越谷市」を削る。

（地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部改正）

3　地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

「加古川市　越谷市」を「加古川市」に改める。

総務大臣　山本　早苗

環境大臣　望月　義夫

内閣総理大臣　安倍　晋三

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十二号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百一号の項中「五所川原市大字太刀打字柳川二百六十六番一まで」を「つがる市柏稲盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稲盛岡本九十七番一までを除く。）」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年十一月三日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三